

## 子育て「出産・子育て応援ギフト」を支給します

妊娠届や出生届を行った妊婦および養育者に対し、面談の実施後、出産育児関連用品の購入や子育てサービス等に活用いただくための応援金を支給します。

	出産応援ギフト (妊娠時)	子育て応援ギフト (出産時)
対象者	令和4年4月1日以降に妊娠した人 ※妊娠届出後に、事情により妊娠継続しなかった人についても対象	令和4年4月1日以降に出生した乳幼児の養育者(保護者) ※町が独自に行っている「出生祝金」とは別制度です。
支給金額	妊婦1人あたり5万円	乳幼児1人あたり5万円
申請方法	妊娠届時に案内します。	2か月児相談時に案内します。

### ●遡及給付について

令和4年4月1日～令和5年2月15日の間に妊娠届や出生届を行った対象者には、既に別途通知しています。

詳しくは▶ 子育て・健康課 ☎ 82-3186

## お知らせ マイナンバーカードを利用した各種手続きのオンライン申請が始まります

国が運営する行政手続きのオンラインサービス「マイナポータル」の機能「ぴったりサービス」で、オンライン申請ができるようになりました。マイナンバーカードをお持ちの方は、役場に来庁せず手続きを行うことができますので、ぜひご利用ください。

### ●「ぴったりサービス」でできるオンライン申請

- 子育て関係** 妊娠の届出など15手続き
  - 介護関係** 要介護認定・要支援認定の申請など11手続き
  - 被災者支援** り災証明書の発行申請
  - 引越し関係** 転出届
- ※転出届の手続きを行った後は、別途、転入市区町村の窓口で転入等の手続きが必要です。

### ●ぴったりサービス利用までの流れ

- ステップ1** ご自身のマイナンバーカードと登録した利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)と署名用電子証明書(英数字6～16桁の暗証番号)を用意。
- ステップ2** 「パソコンとICカードリーダー」または「スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りができる機種)」を用意
- ステップ3** マイナポータルにアクセスし、利用者登録を行う。

詳しくは▶

- 子育て関係 子育て・健康課 ☎ 82-3186
- 介護関係 福祉課 ☎ 82-3185
- 被災者支援 町民課 税務係 ☎ 82-3115
- 引越し関係 町民課 総合窓口係 ☎ 82-3113



## 子育て 児童扶養手当などの額の改定について

児童扶養手当は、ひとり親で児童を養育している家庭の生活と自立を助けることを目的に支給されます。

令和5年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当などについては、令和4年の物価変動率(対前年比+2.5%)に基づき、以下のとおりとなります。※いずれも所得制限があります。

### ●児童扶養手当(月額)

区分	全部支給	一部支給
第1子	44,140円(+1,070円)	44,130円～10,410円 (+1,070円～+250円)
第2子 加算額	10,420円(+250円)	10,410円～5,210円 (+250円～+120円)
第3子以降 加算額	6,250円(+150円)	6,240円～3,130円 (+150円～+80円)

### ●特別児童扶養手当など(月額)

区分	支給額
特別児童扶養手当1級	53,700円(+1,300円)
特別児童扶養手当2級	35,760円(+860円)
障害児福祉手当	15,220円(+370円)
特別障害者手当	27,980円(+680円)
経過的福祉手当	15,220円(+370円)

詳しくは▶

- 児童扶養手当について  
子育て・健康課 子育て支援係 ☎ 82-3186
- 特別児童扶養手当などについて  
福祉課 福祉係 ☎ 82-3185